

## 岡山大学歯学部客員研究員及び博士研究員の受け入れに関する申合せ

(平成26年6月9日歯学部教授会承認)

改正 令和2年2月10日 歯学部教授会承認

改正 令和5年5月15日 歯学部教授会承認

### (趣旨)

第1条 岡山大学歯学部(以下「本学部」という。)において、本学部研究者と学術研究の発展を目的とした共同研究活動に従事する研究者を、客員研究員及び博士研究員として受け入れることについて、必要な事項を定める。

### (資格)

第2条 客員研究員として受け入れることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 国内の大学、研究機関、病院、会社、官公庁等に常勤として在職し研究を行う者
- 二 本学部の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する身分を有する者又はこれらに相当する研究業績を有する者
- 三 本学部研究者との共同研究計画を有する者

2 博士研究員として受け入れることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 国内の大学、研究機関、病院、会社、官公庁等に常勤として在職していない者又は外国の機関に所属し研究を行う者
- 二 博士の学位を有する者
- 三 本学部研究者との共同研究計画を有する者

### (受入)

第3条 客員研究員及び博士研究員を受け入れる分野等は、受入申請書(別紙様式1)を歯学部長に提出し、承認を得なければならない。

2 客員研究員及び博士研究員の受入期間は、原則として年度を超えないものとする。ただし、受入期間の延長を希望する分野等は、受入期間延長申請書(別紙様式2)及び共同研究活動報告書(別紙様式3)を歯学部長に提出し、承認を得て、受入期間を延長することができる。なお、受入期間の延長前の共同研究活動期間が6か月に満たない場合、共同研究活動報告書(別紙様式3)の提出は省略することができる。

3 歯学部長は、前2項に規定する申請書の提出があった場合、教授会の議を経て、承認の可否を決定するものとする。

### (待遇)

第4条 客員研究員及び博士研究員には、給与その他の給付は支給しない。

### (施設の利用)

第5条 分野等は、客員研究員及び博士研究員に、共同研究を遂行するために必要な本学部の施設、諸設備等を利用させることができる。

### (経費)

第6条 分野等は、客員研究員及び博士研究員の共同研究に係る実験等に要する経費を負担する。

### (規程等の遵守)

第7条 客員研究員及び博士研究員は、本学の規程等を遵守しなければならない。

### (解任)

第8条 歯学部長は、客員研究員又は博士研究員に適しないと認めるときは、教授会の議を経て、解

任することができる。

(雑則)

第9条 この申合せに定めるもののほか、客員研究員及び博士研究員の受け入れに関し必要な事項は、歯学部長が別に定める。

附 則

第1条 この申合せは、平成26年6月9日から施行する。

第2条 岡山大学歯学部博士研究員の受入れに関する申合せ(平成26年1月14日開催 歯学部教授会承認)は廃止する。

附 則

この申合せは、令和2年2月12日から施行する。ただし、受入期間延長に係る受入期間の開始日が令和3年3月31日以前の場合、第3条第2項に掲げる共同研究活動報告書(別紙様式3)の提出に関する規定は適用しない。

附 則

この申合せは、令和5年5月15日から施行する。